

# 第 2 6 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平 成 2 6 年 2 月 6 日 ( 木 )

射 水 市 役 所 布 目 庁 舎 301 号 室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第106号から第108号)  
日程第4 議事(議案第108号から第111号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名  
委員の現在数 24名

出 席 委 員 ( 2 4 人 )

1 番	石庭 文男	2 番	山崎 良吉
3 番	熊西 忠治	4 番	土合 正夫
5 番	中井 敏男	6 番	山下 隆之
7 番	横山 實	8 番	石井 寿男
9 番	前花 敏子	10 番	山崎 秋夫
11 番	永森 薫	12 番	三島 博
13 番	大松 治雄	14 番	舟木 康眞
15 番	杉森 雅弘	16 番	山本 久雄
17 番	水元 睦雄	18 番	前田 進
19 番	向井 隆一	20 番	山谷 孝芳
21 番	田中 智浩	22 番	佐伯 洋作
23 番	橋爪 秀夫	24 番	永野 邦夫

欠席者なし

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

#### 第2

報告第106号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第107号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告第108号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第108号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第111号 農用地利用集積計画の決定について

#### 事務のために出席した事務局職員

##### 射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二

##### 射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫 主任 青木 克憲

## 会議の概要

開会時刻 午後2時00分

### 議長(舟木会長)

ただいまから、第26回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

### 議事録署名委員の指名

### 議長(舟木会長)

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「8番 石井委員」「9番 前花委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

## 会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。  
以上で日程第2を終わります。

## 報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第106号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第106号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の  
受理についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第107号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第107号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の  
受理について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分  
いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第108号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第108号 農地法第18条第6項の規定による通知等  
についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終了いたします。  
各案件についてご了知をお願いします。

議長(舟木会長)

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

(議案第108号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第108号 農地法第3条の規定による許可申請に  
ついてを議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書の11ページをご覧ください。  
今回は6件ございます。

【議案第108号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった6件のうち、  
1番は父親から子への経営移譲を目的とする使用貸借権設定。  
2番は経営規模拡大を目的とする所有権移転。  
3番は無償贈与での所有権移転。  
4番と6番は生前贈与での所有権移転。  
5番は譲渡人の離農を目的とする所有権移転です。  
以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

山崎秋夫委員

3番の さんの件について教えてください。  
議案書によると、こちらの方の耕作面積は9,256㎡で、今回の所有権  
移転の面積は8,911㎡となっていますが、残りはどうされるのかね。  
もし、聞いておられれば結構ですよ

事務局(安元)

残る農地は1筆で面積が345㎡の田です。  
申請に含まれていない理由は、そこが既に道路敷地として無断転用状態に  
なっているからです。  
申請にあたり当事者に対して、その部分をきちんと転用申請するよう指導  
しておきました。

永森委員

3番について、もう1点よろしいですか。  
受け手の さんって、耕作面積がゼロになってますが、この方って農家  
なんですか。

事務局(安元)

譲渡人の さんは 地内に実家があり、現在ではご両親も兄弟も  
おられないことから、農地を含む財産を相続されたものです。  
さんは 市にお住まいで、農家でもないことから、所有する農地の  
管理は地元の 営農組合に頼んでおられたようです。

また、今回の譲受人 さんは、譲渡人である さんの叔父にあたる方で、農地は所有しておられませんが、地元の営農組合に加入し、農作業を行っておられたことから、親戚で話し合われた結果、これらの農地を無償で譲渡することにされたようです。

永森委員

わかりました。

佐伯委員

5番の件についても、 さんが離農されるための移転となっていますが、残る分の500㎡ほどの農地って、どうされるのですか。

事務局(安元)

ここで残る農地というのは、宅地の横にある小さな畑です。  
これらの農地についても、譲受人等が決まり次第、所有権移転等の申請をされると聞いております。

佐伯委員

分かりました。

議長(舟木会長)

そのほかに質問はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長(舟木会長)

議案第108号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。  
よって、議案第108号農地法第3条の規定による許可申請については許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第109号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 12 ページの議案第 109 号をご覧ください。  
今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 109 号を議案書をもとに朗読】

受付番号の 1 番は農業用施設用地とするための転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。  
これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1 番の件について山本委員よりお願いします。

山本委員

議案第 109 号の 1 番について説明します  
申請者は 地内で小松菜を生産する農家です。  
現在では約 アールの農地に 12 棟のハウスを設置し、年間を通して出荷をされております。  
このほど、経営規模拡大のため隣接する農地に新たに 12 棟のハウスを増設し、敷地内に簡易資材庫と駐車場を設けることになり、事前に農業委員会に相談したところ、資材庫や駐車場が農地転用許可を必要とすることを知らされました。  
さらに現在、ビニールハウスが建っている農地の一角には平成 17 年頃に建てた堆肥舎や建てた堆肥舎や従業員用の休憩所、簡易トイレなどもあり、これらについても無断転用であることが分かりました。  
申請者自身、農地法についての知識がなかったこととはいえ、無断転用となっていたことを十分に反省し、一刻も早く是正をするため、今回始末書を添えて申請をされたものです。  
今回の転用による、近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに、生産組合等の同意も得られております。

議長(舟木会長)

以上、地元委員より意見を述べていただきました。  
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

申請地は農用地区域内農地と判断します。  
今回の転用は、農用地の用途変更手続きも完了しており、目的も農業用施設であることから、別段問題はないと判断されます。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第109号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第110号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書13ページの議案第110号をご覧ください。  
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第110号を議案書をもとに朗読】

受付番号の1番は住宅敷地とするための転用申請です。  
2番は分家住宅敷地とするための申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番の件について土合委員よりお願いします。

土合委員

議案第110号の1番について説明します

申請地は現所有者の祖父が自宅敷地とするため売買により取得し、一家は平成17年頃までここに住んでおりました。

その後、家族は仕事の都合で に転居することになり、しばらくして家は取り壊され、現在まで更地になっておりました。

最近になり市内のアパートに住む方がここに一戸建ての家を建てることになり、所有権移転のため公図を確認したところ、敷地の一部に19㎡の畑が残っていることが判明いたしました。

先代が農地法に関する知識がなかったことはいえ、これまで農地を住宅敷地として利用してきたことについては、深く反省をされており、今回始末書を添えて申請をされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合、土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番の件について大松委員よりお願いします。

大松委員

議案第110号の2番について説明します

譲受人は農家の次男で、現在は市内のアパートに妻と3人の子供の合計5人で暮しております。

これまでは、狭いながらも現在の住まいで生活してきましたが、昨年長男が高校へ、二女も中学に入学したことから、子供部屋を確保しようにも困難であり、家族で話し合った結果、親の老後の面倒や実家の農作業を手伝うのにも便の良い、父親が所有する農地を転用し、そこに分家住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合、土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。  
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

1番の件については、申請地が集落内にあり、四方を宅地に囲まれた土地改良未実施の低生産性小集団農地であることから、これを2種農地と判断します。

今回の申請は、住宅敷地への転用を目的とするものであり、農地区分が2種に該当することから、別段問題はないと判断されます。

2番の件については、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

なお、議案書にも記載しておりますように、当該地は農振除外手続きについても手続中となっております。

今回の転用目的は、分家住宅敷地であり、集落との接続要件も満たしていることから、転用はやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第110号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第111号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第111号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案632件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

それでは直ちに採決します。

議案第111号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第111号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第26回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時51分

総会終了後、農業委員研修会を実施した。

講師：北陸農政局富山地域センター 飯田総括管理官

終了 午後4時53分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成26年3月6日（木）午後2時から  
射水市役所 布目庁舎301号会議室

たくましい農業推進大会 2月7日（金）開催の案内

農業委員会新年懇談会の精算について報告

配布資料

・のうねん 2014.1月号

議 長 舟木 康真

署名委員 石井 寿男

署名委員 前花 敏子



第二十六回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十六年二月十日  
至 平成二十六年三月一日